

学習指導要領「特別の教科道徳」等におけるいじめに関する記述

平成27年3月に「道徳の時間」を「特別の教科道徳」（「道徳科」）として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正が行われ、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入して「道徳科」を実施することとされました。

I 小学校学習指導要領

第1章総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- (3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

II 小学校及び中学校学習指導要領解説「特別の教科道徳編」

【小学校】

第1章総説

1 改訂の経緯

今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示したものである。

2 改訂の基本方針

今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめの問題への対応であり、児童がこうした現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められた。

第3章道徳科の内容

第2節内容項目の指導の観点

11 相互理解、寛容

〔第3学年及び第4学年〕

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。

(1) 内容項目の概要

人の考えや意見は多様であり、それが豊かな社会をつくる原動力にもなる。そのためには、多様さを相互に認め合い理解しながら高め合う関係を築くことが不可欠である。自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、自分とは異なる意見や立場も広い心で受けとめて相手への理解を深めることで、自らを高めていくことができる。

異なった意見や立場をもつ者同士が互いを尊重し、広がりや深まりのある人間関係を築くためにも欠かせないことである。また、寛大な心をもって他人の過ちを許すことができるのは、自分も過ちを犯すことがあるからと自覚しているからであり、自分に対して謙虚であるからこそ他人に対して寛容になることができる。このように、寛容さと謙虚さが一体のものとなったときに、広い心が生まれ、それは人間関係を潤滑にするものとなる。

しかし、私たちは、自分の立場を守るため、つい他人の失敗や過ちを一方的に非難したり、自分と異なる意見や立場を受け入れようとしなかったりするなど、自己本位に陥りやすい弱さをもっている。自分自身が成長の途上にあり、至らなさをもっていることなどを考え、自分を謙虚に見ることについて考えさせることが大切である。相手から学ぶ姿勢を常にもち、自分と異なる意見や立場を受けとめることや、広い心で相手の過ちを許す心情や態度は、多様な人間が共によりよく生き、創造的で建設的な社会を創っていくために必要な資質・能力である。今日の重要な教育課題の一つであるいじめの未然防止に対応するとともに、いじめを生まない雰囲気や環境を醸成するためにも、互いの違いを認め合い理解しながら、自分と同じように他者を尊重する態度を育てることが重要であると言える。

13 公正、公平、社会正義

〔第1学年及び第2学年〕

自分の好き嫌いとらわれないで接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。

〔第5学年及び第6学年〕

誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。

(1) 内容項目の概要

社会正義は、人として行うべき道筋を社会に当てはめた考え方である。社会正義を実現するためには、その社会を構成する人々が真実を見極める社会

的な認識能力を高め、思いやりの心などを育むようにすることが基本になければならない。集団や社会において公正，公平にすることは，私心にとらわれず誰にも分け隔てなく接し，偏ったものの見方や考え方を避けるよう努めることである。

しかし，このような社会正義の実現を妨げるものに人々の差別や偏見がある。人間は自分と異なる考え方や感じ方，多数ではない立場や意見などに対し偏った見方をしたり，自分よりも弱い存在があることで優越感を抱きたいがために偏った接し方をしたりする弱さをもっていると言われる。いじめの問題なども，このような人間の弱さが起因している場合が少なくない。所属する一人一人が確かな自己実現を図ることができる社会を実現するためには，そのような人間の弱さを乗り越えて，自らが正義を愛する心を育むようにすることが不可欠である。その上で，法やきまりに反する行為と同様に，自他の不公正を許さない断固とした姿勢をもち，集団や社会の一員として力を合わせて積極的に差別や偏見をなくそうとする努力が重要である。特にかげがえのない生命の自覚や他の人との関わりに関する内容項目の指導との関連を図りながら指導を進める必要がある。

(2) 指導の要点

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては，誰に対しても分け隔てをしないで接することの大切さを理解できるようになる。しかし，ともすると自分の仲間を優先することに終始して，自分の好みで相手に対して不公平な態度で接してしまうことも少なくない。

指導に当たっては，不公平な態度が周囲に与える影響を考えさせるとともに，そのことが人間関係や集団生活に支障を来たしいじめなどにつながることを理解させることが求められる。誰に対しても分け隔てをせず，公正，公平な態度で接することができるようにすることが重要である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては，差別や偏見がいじめなどの問題につながることを理解できるようになる。一方，いじめなどの場面に出会ったときにともすると傍観的な立場に立ち，問題から目を背けることも少なくない。こうした問題は，自分自身の問題でもあるという意識をもたせることが大切である。その上で，社会正義の実現は決して容易ではないことを自覚させ，身近な差別や偏見に向き合い，公平で公正な態度で行動できるようにすることが求められる。

【中学校】

第3章道徳科の内容

第2節内容項目の指導の観点

9 相互理解，寛容

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。

■ 指導の要点

中学校の段階では、入学して間もない時期には、新たな環境で、学級の仲間や先輩との新たな出会いの中で、見方や考え方の多様性を実感することが多くなる。同時に、自分の考えや意見と相手との差異を理解しつつも、自分の考えや意見を伝えることの大切さを感じる機会が増える。また、伝えることとともに、相手の立場に立ってその考えや意見を聴くことで、真の相互理解が可能になることも少しずつ経験していく時期である。学年が上がるにつれて、ものの見方や考え方が確立するとともに、自分の考えや意見に固執する傾向も見えてくる。また、自分と他者の考えや意見の違いが明らかになることを恐れたり、考え方の違いから仲間だと思っていた関係に摩擦が生じたりして、悩み、孤立する場合がある。その一方で、過剰に同調する傾向も生じやすく、いじめのような問題に発展することもある。安易に人の意見に合わせることで、現実から逃避したり、自分さえよければよいという考えをもったりすることもある。

指導に当たっては、まず、個性とは何かについて正しく理解するとともに、自らの意志に背いて他に同調するのではなく、自分の考えや意見を伝えること、そして互いの個性や立場を尊重し、広い視野に立っていろいろなものの見方や考え方があることを理解しようとする態度を育てることが大切である。中学生は、他者の考えや立場を尊重し調和して生活していかなければならないと知っているが、その一方で、寛容に生きていくための処世の術のように理解していないか、問わなくてはならない。寛容は、他人の過ちを大目に見たり、見て見ぬふりしたりすることではない。他人の過ちを許すことは、他人の不正を許すことではないのである。

さらに、いろいろなものの見方や考え方から学び、自分自身を高め、他者と共に生きるという自制を伴った気持ちで、判断し行動することの大切さを理解できるような指導の工夫が必要になる。このような指導を通して、例えばいじめや不正を見逃さず、排除しようとする主張や不正を指摘する

資質や能力を培うことにつなげることができる。この内容項目の学習を通して、人間が相互に個性や立場を尊重することが、自分の人生にとってどのような価値をもつのか考えるとともに、誰もが様々な立場に立って個性を発揮することのよさと、相手や場面が変わっても、寛容の心を持ち謙虚に他に学ぶことが人間としての成長に役立つことを理解できるようにすることが大切である。

11 公正，公平，社会正義

正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。

■ 指導の要点

小学校の段階では、特に高学年で誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正，公平な態度で接し、正義の実現に努めることの大切さについて指導している。

中学校の段階でも、入学から間もない時期には、自己中心的な考え方や偏った見方をしてしまい、他者に対して不公平な態度をとる場合がある。また、周囲で不公正があっても、多数の意見に同調したり傍観したりするだけで、制止することができないこともある。そのため、いじめや不正な行動等が起きても、勇気を出して止めることに消極的になってしまうことがある。そうした自分の弱さに向き合い、同調圧力に流されないで必要に応じ自分の意志を強くもったり、学校や関係機関に助けを求めたりすることに躊躇しないなど、それを克服して、正義と公正を実現するために力を合わせて努力することが大切である。学年が上がるにつれ、社会の在り方についても目を向け始め、現実の社会における矛盾や葛藤、さらに、差別や偏見といった社会的な問題を見いだすこともあるだろう。その場合でも、単に現状を諦めて見過ごすのではなく、正義と公正を重んじる立場から、道徳上どのような問題があるかを考え、その解決に向けて協働して話し合うことが求められる。

19 生命の尊さ

生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。

■ 内容項目の概要

生命を尊ぶことは、かけがえのない生命をいとおしみ、自らもまた多くの生命によって生かされていることに素直に応えようとする心の現れと言える。ここで言う生命は、連続性や有限性を有する生物的・身体的生命に限ることではなく、その関係性や精神性における社会的・文化的生命、さらには人間の力を超えた畏敬されるべき生命として捉えている。そうした生命のもつ侵し難い尊さが認識されることにより、生命はかけがえのない大切なものであって、決して軽々しく扱われてはならないとする態度が育まれるのである。生命を尊ぶためには、まず自己の生命の尊厳、尊さを深く考えることである。生きていることの有り難さに深く思いを寄せることから、自己以外のあらゆる生命の尊さへの理解につながるよう指導することが求められる。

近年、生徒の生活様式も変化し、自然や人間との関わりの希薄さから、生命あるものとの接触が少なくなり、生命の尊さについて考える機会を失いつつある。「生命の尊さ」という価値についての理解には、「生命」そのものに対する理解が前提であり、しかもその豊かさと深まりが重要となる。また、中学生の時期は、比較的健康的に毎日が過ごせる場合が多いため、自己の生命に対する有り難みを感じている生徒は決して多いとは言えない。身近な人の死に接したり、人間の生命の有限さやかけがえのなさに心を揺り動かされたりする経験をもつことも少なくなっている。このことが、生命軽視の軽はずみな言動につながり、いじめなどの社会的な問題となることもある。

22 よりよく生きる喜び

人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。

■ 指導の要点

小学校の段階では、高学年に、今回初めてこの内容項目が置かれた。そのため、近隣の小・中学校が連携協力し、発達の段階に応じた指導内容と方法について工夫を重ねることが必要である。自分を高め、身近な仲間とよい関係を築き、人間としての強さや気高さを身に付けて生きようとする項目であり、いじめの防止等にもつながる内容項目である。